

石川町第6次総合計画 後期基本計画

— いしかわ幸せ共創プラン —

概要版



石川町第6次総合計画 後期基本計画

— いしかわ幸せ共創プラン — 概要版

発行者：福島県石川町

編集者：福島県石川町企画商工課

〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保185番地の4

TEL 0247-26-2111(代表) FAX 0247-26-0360

URL <https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/>

発行日：令和6(2024)年3月



石川町公式
WEBサイト



石川町公式
LINE



総合計画とは

石川町第6次総合計画は、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための計画です。まちづくりにおいては、町民、行政、企業や地域、各種団体が協働していくことが重要であり、後期基本計画においても、町民と行政のそれぞれの役割分担を地域全体で共有しながら、まちの将来像の実現を目指す計画としています。

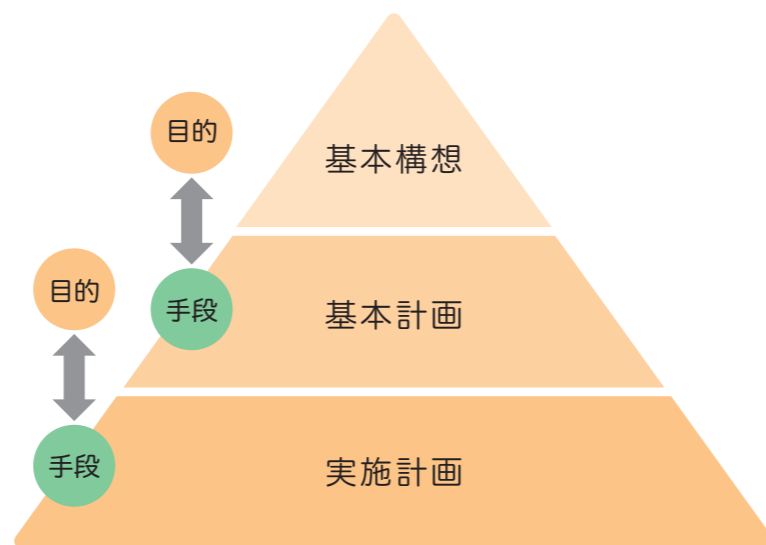
構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

期間

基本構想10年間、基本計画5年間、実施計画3年間とします。

後期基本計画 5年間
R6 (2024)年度 ~ R10 (2028)年度



進行管理

政策評価、事務事業評価に加え、KPI(重要業績評価指標)を設定し、その達成状況や各施策のもとで取り組む事業の進捗状況について、PDCAサイクルによる評価を行うことで実効性の高い計画とします。

SDGs(持続可能な開発目標)は、R12(2030)年までに達成すべき世界共通の目標として、H27(2015)年に国連で採択されました。「世界中の誰一人取り残さない」をキーワードに、貧困、健康と福祉、気候変動など、17のゴールが設定されています。

本計画においてSDGsの理念を取り入れ、施策とSDGsの関係を明示し、積極的な事業展開を図っていきます。



計画の方針

前期基本計画を策定したH31(2019)年からこれまでの間に大きく変化した本町の情勢や、前期計画の評価、進捗状況、課題の検証結果を踏まえて、計画内容の継続性を重視し、継続すべきものは推進、強化するとともに、時代の潮流を捉えた新たな視点からの施策を積極的に取り入れながら後期基本計画を策定しました。

重視した点

町民参加

町民ニーズ把握、町政参画促進、策定過程における透明性確保に資するよう、町民参加の機会を確保した上で計画を策定しました。特に、次代を担う若年者の意見を計画に盛り込むため、若者ワークショップや中学生アンケートなどを実施し若年世代の参画機会を十分に確保するよう努めました。

前期基本計画からの継続性

前期基本計画の評価、進捗状況、課題を検証し、これまでの取組をできる限り継続し、一貫性のある計画としました。

時代に即応した計画

SDGs(持続可能な開発目標)17の目標と関連付けた計画としました。また、自治体DXの取り組みとしてデジタル技術やAIを活用した町民利便性向上や業務効率化など、社会情勢を把握・分析し、時代の変化に柔軟に対応できるような計画としました。

実効性と実現性の確保

人口減少、少子高齢化の影響や財政状況を十分に考慮し、事業の実効性と施策の実現性を確保した計画としました。

わかりやすい計画

行政運営の目標を示すだけでなく、町民と行政が課題や方向性を共有しまちづくりを進めていくための計画であることから、町民の目線に立ったわかりやすい内容や表現に努めました。



空から見た石川【県立石川高等学校パソコン部撮影】

共に創る幸せ実現のまち

本町はこれまで、東日本大震災や令和元年東日本台風からの復興、新型コロナウイルス感染症などの未曾有の課題に対し、町民が一丸となって取り組んできました。

また、長い年月をかけて創り上げられてきた、豊かな自然や歴史文化資源を受け継ぐ郷土愛とともに、時代の変化を的確に捉え、その変化に対し柔軟に対応できる適応力を育んできました。

人口減少と少子高齢化が加速する状況において、量から質への転換を意識したまちづくりが求められています。誰もが安全で安心で、生き生きとした生活を送り、「生まれてよかった」、「暮らしてよかった」と一人ひとりが「幸せ」を実感できる未来を実現するため、まちづくりの主体である町民をはじめ、事業者、行政、本町に関わる全ての人による「共創」をこれまで以上に推し進めます。

重点項目

加速化する人口減少への対策、大規模な自然災害から得た経験に基づく安心安全の確保等、町の将来を左右する課題に対し、重点的に取り組んでいくため、「子育て」、「防災」、「定住・移住」、「交流人口」、「共に創る(対話)」の5つの重点項目を掲げ、6つの基本目標の関連項目を重点政策パッケージとして位置づけ、取組みます。

数値目標

重点項目は、数値目標を掲げ各部局が連携し横断的に取り組めます。

〔数値目標 1〕 合計特殊出生率

R5(2023)年	0.97
R10(2028)年	1.80

〔数値目標 2〕 転出超過数

R5(2023)年	49
R10(2028)年	40

主な施策

定住・移住

- ・児童福祉の充実
- ・保健・医療の充実
- ・農林業の振興
- ・商工業の振興
- ・雇用の創出
- ・住環境の整備

子育て

- ・児童福祉の充実
- ・保健・医療の充実
- ・生涯学習の推進
- ・社会教育の充実
- ・学校教育の充実
- ・住環境の整備

防災

- ・消防・防災対策の充実
- ・交通安全・防犯対策の充実
- ・生活道路の充実
- ・河川環境整備の推進
- ・住環境の整備
- ・上水道の整備
- ・広域行政・地方分権
- ・デジタル化の推進

交流人口

- ・農林業の振興
- ・商工業の振興
- ・観光の振興
- ・文化の振興と歴史資源の継承
- ・鉱物の保存・活用
- ・スポーツの振興
- ・協働によるまちづくりの推進
- ・まちなか再生の推進

共に創る(対話)

- ・地域福祉の推進
- ・人権尊重・権利擁護の推進
- ・生涯学習の推進
- ・社会教育の充実
- ・消防・防災対策の充実
- ・交通安全・防犯対策の充実
- ・協働によるまちづくりの推進
- ・効率的な行財政運営
- ・町民参加

基本目標1 健康で元気に暮らせるまち(保健・福祉・医療)

子どもから高齢者までの全ての世代が、性や障がいに関わらず、共に生きる安全安心な地域を目指して、一人ひとりの人権を守り、保健、福祉、医療の向上に努めます。特に、子育て環境の整備、働く人の健康増進、高齢者・障がい者の自立支援、医療体制の確保を進めます。

施策

地域福祉の推進、児童福祉の充実、保健・医療の充実、障がい者福祉の充実、高齢者福祉の充実、人権尊重・権利擁護の推進、保険制度

基本目標2 活力ある産業を形成するまち(産業・観光)

新たな担い手の確保及び経営所得の向上を目指すとともに、消費者のニーズに柔軟に対応できる産業の育成を推進し、活気あふれるまちを目指します。

施策

農林業の振興、商工業の振興、雇用の創出、観光の振興

基本目標3 豊かな心・町民文化を育むまち(教育・文化・スポーツ)

新しい時代や社会の変化の中で創造性を発揮し、互いに助け合い協力し合う心豊かな人材を育成します。

また、誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って生活できるよう、生涯学習の充実と文化、芸術、スポーツを推進するとともに、地域の歴史、文化、自然景観の保護・活用を図り、郷土を愛する心を醸成します。

施策

生涯学習の推進、社会教育の充実、学校教育の充実、文化の振興と歴史資源の継承、鉱物の保存・活用、スポーツの振興

基本目標4 安全で住みよいまち(防災・生活環境)

安全・安心で快適に暮らせる環境づくりを進め、人にも、地球にもやさしいまちを目指します。

施策

消防・防災対策の充実、交通安全・防犯対策の充実、脱炭素・循環型社会の形成、放射能対策の推進

基本目標5 都市機能が充実したまち(生活基盤)

緑豊かな自然環境と、限りある資源を活かした都市機能の充実を図り、機能的で快適な生活環境づくりを進めます。

施策

土地利用の推進、生活道路の充実、河川環境整備の推進、住環境の整備、上水道の整備、公共交通網の整備

基本目標6 共に創るまち(地域自治・行政運営)

町民と行政が、それぞれの立場で役割と責任を担い、郷土への愛着や誇りを実感できる地域づくりを進めます。

施策

協働によるまちづくりの推進、効率的な行財政運営、広域行政・地方分権、デジタル化の推進、町民参加、まちなか再生の推進